

オリゲネスにおける戦争倫理学

— 古代キリスト教における宗教的生の一断面 —

久 山 道 彦

一 はじめに

小論では、古代のキリスト教における戦争と平和の問題、特に従来のキリスト教史で「正戦論(Just war theories)」と呼ばれた議論において、そして現代では「戦争倫理学 (The Ethics of War)」において扱われる諸問題に関して、二世紀から三世紀に生きた思想家オリゲネスのテキストを分析し、その思想を解明することにより、古代キリスト教における「宗教的生」の一断面を探ってみたい。

では、古代のキリスト教思想家における戦争と平和の問題を考察することの意味は、いったい奈辺に存するのであるか。「正戦論」は旧約聖書に出てはくるが、ユダヤ教の狭い民族主義に基づいた誤った考え方なのであるから、今日ではもう取り上げるに値しない問題なのであるか。あるいは、ローマ帝国の迫害下に生きたキリスト教思想家に問うてみても、それはまだ理論上の仮説にしか過ぎなかつたのであるか。また、中世キリスト教思想において複雑な展開を示した「正戦論」の論拠を古代の教父の著作に見出して責任を問うことは、教理形成史における異端的主張

の起源の問題と同じく、アナクロニズムに陥つてしまふのではないか。そもそも彼らを取り巻いていた歴史的状況が、コンスタンティヌス帝の「回心」前後では全くと言ってよいほど違うのだから、彼らを特定の観点から比較すること自体に無理があるのではないか等々、問題の所在を巡る問いは尽きない。

だが、この戦争と平和の問題を、改めて古代にまで遡つて理解することにより、従来のキリスト教思想史研究において見落とされてきた何らかの重要な視点を発見することができはしないか。つまり、教会史や教理史の枠には収まりきらない「宗教的生」の在り方の現出を探ることはできないのか。聖書に満ち溢れる豊かな生命を、時代を生き抜く力とし、多様な文化が共存する地中海世界にあつて、普遍的な地平を切り拓くべく、その「宗教的生」をロゴス化することと格闘した教父の声を丁寧^①に聴き取ることから、後代の神学思想の単なる典拠としての教父学ではなく、現代を生きる智慧を新たに湧出させる創造的な古代キリスト教思想の学びを展開し得るのではないか。

以上のような問題意識から、オリゲネスにおける戦争と平和の問題を考察してみたい。まず、オリゲネスの著作において、彼の戦争と平和についての理解を瞥見しながら、従来の研究で、彼が「初期キリスト教世界における最も理路整然とした雄弁な平和主義者」として評価された側面^②を考察してみたい。次に、オリゲネスが、後にアウグスティヌスによつて発展させられた「正戦」という考え方を導入したとして否定的に評価される側面^③を考察してみたい。そして、オリゲネスが戦争について支持する場合もあることから、彼の立場が一貫していないと批判する研究も検討してみたい。はたして、オリゲネスは、旧約聖書に述べられている戦争を、ならん批判的に吟味することなく比喩的に解釈しただけの空想的平和主義者であつたのか、それとも、平和を維持するためには、ローマ帝国における軍事力が必要であると認識していた明敏な現実主義者であつたのか。はたまた、オリゲネスは、一方で絶対的

非暴力主義を標榜しながら、他方で専制的支配者に対する抵抗権の正当性を擁護するような、全く論理的な一貫性を欠いた思想家だったのであるか。ここでは、戦争と平和を巡る彼の議論を、従来の研究に基づいて、以上のような三つの立場に整理し、その上で、彼が反駁しようとしている論敵や、彼の用いる比喩から、そして彼が挙げる聖書中の例や彼が斥けようとしている立場を包括的に検討し、何がオリゲネスにおける戦争と平和の問題の核心であるのかを考えてみたい。それにより、迫害と殉教⁽⁷⁾、そして後に教理論争⁽⁸⁾へと発展する問題を内包していた時代を、ひたすら聖書に問いつつ生きたキリスト教者の人格⁽⁹⁾が考え抜いた「戦いに関する基準」の設定、つまり現代の戦争倫理学から、現代に生きる我々自身の「宗教的生」を吟味する視点を得たく思うからである。

二一 オリゲネスは平和主義者であつたのか？

オリゲネスは、戦争と平和について、その見解をまとめて示すような著作を残していないにもかかわらず、我々は、戦争と平和に関してオリゲネスが様々に言及している箇所を、聖書からの多くの引用とともに、彼の著作中に見出すことができる。

オリゲネスの諸注解には、戦争、軍隊、および当時の政治体制に対する多くの否定的な見解が存在する。例えば、『マタイによる福音書注解』において、オリゲネスは、それらの軍隊や支配者に対して批判を述べているばかりでなく、「この世の支配者」(ヨハネ一・三二)、つまり悪魔と、彼ら皇帝や王たちを同一視している⁽¹⁰⁾。また、『コリントの信徒への手紙講解』の断片において、オリゲネスは、偶像崇拜と略奪の罪が軍隊において横行している点を指摘している⁽¹¹⁾。

更に、オリゲネスが晩年に著した弁証的著作である『ケルスス駁論』では、オリゲネスは自分よりも七十年ほど前に生きて、キリスト教を難じる『真正な教え』を書いた折衷哲学者ケルススによるキリスト教に対する多くの論難を反駁している。その第五卷三十三章においては、「キリスト教はユダヤ教から生じたのであり、他ならぬユダヤ教からしか教師も聖歌隊指揮者の名も挙げることはできない。それなのに、彼らキリスト教徒たちはユダヤ教に反逆したのだ⁽¹³⁾」とするケルススに対して、次のように反論している。

「どこから来たのか、創始者は誰か、と私たちに尋ねる人々に対しては、私たちはイエスの規範に従って来て、私たちの暴力的な争いの理性的剣を砕いて、鋤の刃となし、以前にはわたしたちに戦いを挑んだ槍を、鎌に変えたのだと答えよう。私たちはもはや諸国民に剣を用いず、戦いについても学ばない（イザヤ二・二一―四）。私たちはイエスによって『平和の子』（ルカ一〇・六）となつたのであり、私たちが『諸々の契約とは縁のない』（エフェソ二・一二）ものとする父祖伝来の法に従うことに代わって、イエスこそ私たちの創始者とする者なのである⁽¹⁴⁾」。

このイザヤ書二章二節―四節（ミカ書四章一節―三節）を用いたオリゲネスの答えから、我々は、オリゲネスがキリスト教とユダヤ教の本質的相違をどのように理解していたかを見ることができよう。つまり、この箇所は、古代キリスト教においては、キリスト教の非暴力的・平和主義的性格を述べたものとして知られており、最初は殉教者ユスティノスによって引用され、続いてエイレナイオス、テルトゥリアヌス、そしてキプリアヌスによっても引用されたものであり、オリゲネスもまさにその系譜に連なっているからである⁽¹⁵⁾。

しかしながら、キリスト教をユダヤ教への反逆であると難じるケルススに対するオリゲネスの反論は、律法から福音への転換について、聖書を効果的に織り込んだ美しい表現となつてはいるが、具体的な内実を伴っていたのである。

うか。¹⁶ オリゲネスと同時代の非キリスト教知識人たちは、これが説得的な反論であると納得したのであるうか。ケルソスによる更に突っ込んだ論難を検討してみよう。

「もし、誰も彼もお前たちキリスト教徒と同じことをするならば（つまり、ローマ帝国の人々皆がキリスト教信仰を受け容れて兵役を忌避するならば）、皇帝が全く丸腰で孤立無援の状態にされ、見捨てられることを阻止するものが何もなくたってしまい、一方では、この世の事柄は、最も無法で残忍な野蛮な連中（バルバロイ）の手に陥り、人々の間では、お前たちキリスト教の礼拝や真の知恵とやらについても聞かれなくなるだろうに」¹⁷。

このように、キリスト教徒の兵役拒否がローマ帝国における防衛を困難にしているという極めて現実的な問題の指摘に対して、オリゲネスは、次のように答えている。

「もし、ケルソスが言うように、誰も私（オリゲネス）と同じようにするならば、野蛮な人々（バルバロイ）もまた神の言葉に聞き従い、最も遵法精神に富んだ穏和なものとなるのは明らかであろう」。

皆がキリスト教徒になれば争いはなくなるのは明らかだというオリゲネスの答えに、「なんとも単純素朴な！」と果れた人々もいたかもしれない。ケルソスが、忌々しい兵役拒否の元凶であるキリスト教徒に向かい、「仮にもローマ人が全員、キリスト教なんかに関心して兵役を拒否してしまつたら、いったいローマの国防問題はどうかなるか頭を冷やして考えてもみる」という問いを突きつけたのに対して、オリゲネスは、ローマ人のキリスト教への関心どころかケルソスが軽蔑する野蛮な連中（バルバロイ）の関心による性格の変化まで語り、それが平和をもたらすと主張しているからである。オリゲネスは大言壮語しているのであるうか。ケルソスの畳み掛けるような問いが続く。

「仮にローマ人がキリスト教を信じて、神々と人々に対する自らの慣習に基づく諸々の名譽を軽んじて、キリス

ト教徒が『いと高きお方』とか、何とでも好きに呼んでいるものを呼び求めるとしても、その「お方」とやらが天から降つて来て、ローマ人の側に味方して闘つてくださるから、全くそれ以外の防備をする必要がなくなるとも言うわけじゃあるまいに」。

これに対し、オリゲネスは次のように答えている。

「どんな願ひ事であれ、私たちのうち二人が地上で心を一つにして祈り、求めるなら、私たちの義なる天の父はそれをかなえてくださる（マタイ一八・一九）、と私たちは信じている」（傍点筆者）。

そして、また、オリゲネスは次のようにも述べている。

「もし、ケルススが言うように、全てのローマ人が（キリスト教を）信じ、祈るならば、彼らはその敵たちに優り、全く戦争をしなくて済むようになるだろう。何故なら、五十人の正しい者のために五つの町全てを滅ぼさないと言われている（創世一八・二四―二六）神の力によつて、彼らは守られるだろうからである」（傍点筆者）。

だが、オリゲネスは「祈り」に言及することによつて、ケルススから提起された現実的な問題に対して適切に答えたと考えているのだろうか。もし、我々がオリゲネスの言葉を表面的に解するならば、これらのオリゲネスの答えはあまりにも非現実的なので、非暴力による平和主義の主張に対して今日でもなされるのと同様な非難と嘲笑がなされたであろうことが極めて容易に想像できる。

従つて、以上のようなテキストからすれば、オリゲネスが戦争と平和という現実的な問題に関して、宗教的な仕方です論ずるだけの空想的平和主義者であると考えられる人々がいることも事実である。しかし、もう一方で、オリゲネスが予見したローマ人の回心、つまりキリスト教の公認から国教化は、数世紀を待たずして現実のものとなつたのである

から、オリゲネスの確固たる宗教的な立場をありのままに受け止めるべきであるとする人々もまた存在するのである。²³⁾

三 オリゲネスは現実主義者であったのか？

さて、オリゲネスに先立つ古代のキリスト教思想家たち、つまり使徒教父と弁証論者たちにとっては、旧約聖書のみならず新約聖書の叙述に基づいて軍事用語や軍事的比喩を用いることは極めて当たり前であり、彼らがそのような表現を用いるからといって特に好戦的であったわけではないことを、まずは確認しておきたい。²⁴⁾ 問題なのは、それらの象徴（シンボル）として理解された軍事的な諸要素が、歴史的状況の変化において、意識化されることなく現実化してくることなのである。「キリストの兵士」であることが「ローマの兵士」であることと、無前提に同一視される場合はなかつたのだろうか。

オリゲネスは、『ケルスス駁論』の第二巻三十章において、ケルススがイエスの偉大さについて、事実在即して理解していないと批判する際に、「ローマの平和（Pax Romana）」は、イエスの教えを広めるための神の摂理であると解することができるといふ考えを率直に述べている。

「というのも、『彼の日々に正義は生じ、満ち溢れる平和が』（詩七一・七（七二・七））彼（イエス）の誕生によつて始まつたからであり、神は彼の教えのために諸国民を備え、彼らがローマの王たちの中の一人の下に服するよう、そして王が多数存在するという事情で諸国民が互いに不和状態にあることにより、イエスが『あなたがたは行つてすべての国民を弟子とせよ』（マタイ二八・一九）と告げた命令の実行が、彼の弟子たちにとつて困

難にならないようにされたからである。また、イエスが生まれたのは、いふなれば地上の多数の国を一つの国によつて平定したアウグストウスの治世であつたことは、いづれにせよ明白である。国が多数存在することは、先に述べた理由によるばかりか、全地に住む人々が、兵役に服して、彼らの祖国のために戦うことを強要されるゆえに、イエスの教えが全世界に広められることの妨げとなつたはずであつた。こうした事態は、アウグストウスの時代以前にも、また例えばペロポネソスの住民とアテーナイ市民の間や、他の国民同士の間など、戦争が不可欠であつたもつと以前の時期によく生じていた。それゆえ、もしイエスの到来によつて世界の状況が至るところで、より穏やかな方へと変えられたのでなければ、このように平和な性質で、敵に仇を返すことを禁じる教えが、どうして広まり得たであらうか」。

キリスト教伝播とローマ帝国成立の間には密接な関連があるというオリゲネスの理解の仕方は、何もオリゲネス独自のものではない。我々は、サルデイスの主教メリトンによる『護教論』においても、同様な「親ローマ的」見解、つまり教会と国家との友好的一致という考え方を知らることができる。というのも、たいていの弁証論者の主たる努力は、キリスト教徒は皇帝に対して相応しい尊敬を払い、皇帝に服従し、皇帝を礼拝しはしないにせよ、皇帝のために祈つてゐるということ、ローマ帝国内の人々に納得させることだつたからである。だが、このような理解は、世俗的な諸権力の内に悪しき霊の働きをみてとり、殉教か偶像崇拜かの決断を迫る『殉教の勧め』を書いたオリゲネスと同一人物とは思えないほど、際立つた対照を示しているのである。

以上のように、この世の権力が有する積極的な意味をオリゲネスが認識しているテキストを見た後に、我々が検討すべきは、ローマの信徒への手紙の一三章についてのオリゲネスの解釈であらう。オリゲネスは、その『ローマの信

徒への手紙注解』において、「魂は皆、上に立つ権威に従うべきである」(ローマ一三・一)を、ギリシアの三分法(霊 spiritus・魂 anima・肉 corpus)による人間観を用いて解釈している。

「だから、今ここでは、信じる者たちに訓戒を与えているのであるから、使徒(パウロ)は、私たちがこの世の生活において、できれば、せめて私たちの方からは、平安と平和とを保持し続けるよう願っているのである。実に私たちは、主に結びついた者として、(主と)一つの霊となつているような者であれば、私たちは主に従っているのである。ところが、私たちがまだそのような者になつておらず、依然として私たちの内にある魂が通常の魂に過ぎず、何らかの用務を(魂)に義務付ける、何かしらこの世のことと関わりを持つているならば、(そのような魂に)使徒(パウロ)は、この世の権威に従うようにとの訓戒を垂れているのであろう。なぜなら、主(イエス)も、皇帝の銘が押されているものは、皇帝のものとして皇帝に返しなさい(マタイ二二・二一)と言われているからである」。

つまり、人間は、その優れている部分の順に、霊とも魂とも肉とも呼ばれ、霊は主と結びついて一つとなつているから主に従つており、「私は金も銀も持っていない」(使徒三・六)のように、皇帝に返さねばならないものを持つていないので上に立つ権威に従ふ必要もないのであり、金銭とか資産を持つている者とか、何かしらこの世の用務に関わりを持つているような魂には、「皆、上に立つ権威に従うべきである」という訓戒が、使徒パウロによってなされていくというのである。

オリゲネスは、「神に由来しない権威はない」(ローマ一三・一)というパウロの言葉について、「神の僕らを迫害し、信仰を敵視し、キリスト教を滅ぼそうとする権威も、神に由来するものなのか」と問う人々に対して、人間の五感の

ような諸感覚は神から与えられたものであるが、それを善用するか悪用するかは人間の能力にかかっていると、次のように答える。

「だから、同じように、すべての権威もまた『悪を行うものを処罰し、善を行う者をほめるために』（Iペトロ二・一四）神から与えられたものなのである。まさに、同じ使徒（パウロ）が、これに続く箇所（ローマ一三・三―四）でも言っている通りである。だが、受けた権威を、神の律法に即してではなく、自らの不信仰に即して対処する人々に対しては、神は義しい裁きを下されるであらう」。

この箇所でのオリゲネスの見解は、キリスト教を撲滅しようとして信徒を迫害する政治的権威は、神が与えた権威の濫用に他ならず、続いて使徒パウロが述べているように、「従って、権威に逆らう者は、神の定めにくくことになり、背く者は自分の身に罰の宣告を招くでしょう」（ローマ一三・二）という常識的なものなのである。つまり、ここでは、権威の濫用について論じるよりも、権威に逆らう者の方に重点が置かれている。

「ここで（パウロは）、信仰に対して迫害を加えている権威について語っているのではない。（そのような権威に対しては）次のように言わなければならない。『人間に従うよりも、神に従わなくてはならない』（使徒五・二九）。ここで（パウロが）語っているのは通常の権威であり、その（権威）は、『善を行う者にはそうではないが、悪を行う者には恐ろしい存在なのである』（ローマ一三・三）。当然、それに逆らう者は、自分の言行の質に応じて自分の身に罰の宣告を招くことになるのである」。

続いてオリゲネスは、この世の権威とこの世の判事が、なぜ三度も「神に仕える者である」と使徒パウロによって言われている（ローマ一三・四―六）のかを考察する。

「以上の規定（使徒一五・二八一―二九の使徒教令）によつては、偶像に捧げられたものと、血と、絞め殺された動物の肉と、淫らな行いとを避けることのほかに、何一つとして、異邦人出身の信徒には重荷が負わされないことが宣言されているが、殺人も姦通も窃盗も男色も、神の律法でも人間の法律でも罰せられる他の多くの犯罪も禁じられてはいないのである。もし、先に言及したことだけをキリスト教徒たちが遵守すればよいと言っているのだとすれば、彼らには他の（犯罪行為を行う）許可が与えられたと考えられるであらう。しかしながら、聖靈の命じる命じ方を考えてみて欲しい。実に、他の多くの犯罪は、この代の法律によつて、つまり、人間の法律で十分に罰せられているのだから、改めてここで神の律法が禁じるのは余計なことであるとみなされたのである。だから、人間の法律がそれについては何も言っておらず、かつまた信仰生活に必要と思われたことのみを（使徒教令では）規定したのである。ここから、この世の判事が、神の律法の非常に多くの部分を（遵守させるための任務を）遂行していることは明らかなのである。実に、罰せられるように神が望んでおられる全ての犯罪が、教会の司祭や指導者たちによつてではなく、この世の判事によつて罰せられることを（神は）望まれたのである。パウロもこのことを知っていたので、まさしく（この世の判事を）神に仕える者、悪いことを行う者を罰する者と呼んでいるのである」。

残念なことに、ここでは、使徒教令を引いて、そこに規定されていないことは人間の法律でも犯罪であるから、神の律法の大部分も人間の法律を司る「この代の權威とこの世の判事」に神は委ねているのだと論じているに過ぎない。オリゲネスは、この權威の濫用の場合に必要となる抵抗権について一言も触れないばかりか、キリスト教徒がこの代の權威に服従すべき理由を、神の律法と人間の法律の重複部分として論じること終始している。従つて、続く一三

章の五節―六節についても、神の教会に命じられたこととして、次のように述べているのも、仕方のないことである。

「この言葉によって、パウロは、神の教会に、この代の主君たちや権威に反することは何一つなさず、平静で平穩な生活を送り、義と敬虔の業に励むようにと命じているのである。例えば、キリストを信じる者たちは、この代の権威に従わず、税を納める必要もなく、貢を納めることも要求されず、誰をも恐れず、誰にも敬意を払わないと私たちが考えたとすれば、それらのために、当然、支配者たちや主君らの武器を自分たちに向けさせることになるのではないか。そのようなキリスト教徒たちは、支配者たちの迫害を正当化し、自ら自分を咎められてしめるべき者とすることになるのではないか。実際、(そのような人々は)もはや信仰のためにはなく、反抗心のゆえに迫害されていると見なされているからである。なるほど、そのような人々の場合、自分たちの方に死に値する原因があるのに、その死のために報いを受けるには値しないものとなるであろう」。

ここには、悪しきこの世の勢力と戦う平和主義者のオリゲネスは存在しない。殉教者の息子として迫害する勢力を批判することもない。むしろ、迫害の口実を与えまいとして現状を肯定し、必死に善良かつ従順な帝国臣民であろうとする体制的キリスト教徒の姿に見えてしまう。だが、性急な結論を下す前に、なぜオリゲネスがかくも現実的な言説を述べたのか慎重に考察してみたい。

四 オリゲネスは一貫性のない主張をしていたのか？

オリゲネスに関してよくあることだが、何らかの問題についてオリゲネスはその聖書解釈において論理的に一貫

していないと指摘する人がいる。オリゲネスの著作の中に、自分が求める主張が見出せない人々は、決まってオリゲネスだけに非難を浴びせ、彼がキリスト教思想史上、最初の体系的神学者であることを忘れて、「論理的―一貫性を欠いた人物」というレッテルを貼るのである。ここではまず、何故そのようなことが起こるのかを理解する作業から始めたい。

『ケルソス駁論』の第一巻一章において、「キリスト教徒は慣習法に反して互いに秘密の集会を形成している」というケルソスの非難に答えようとして、オリゲネスは大胆にも次のように主張している。

「ちょうどある人が神の律法の対極にある（不法な法をもつ）スキュタイ人のもとおりに、逃れる機会もないまま彼らのところで暮らすことを余儀なくされるなら、スキュタイ人から見れば違法ということになる真理の法のゆえに、彼が同じ考えの人々と共にスキュタイ人の慣習法に反しても集会を形成するのが道理に適っているように、真理の判定のもとでは、偶像と神なき多神教のもとにある異邦人の国法は、スキュタイ人の法なのであり、スキュタイ人の法以上に瀆神的でさえある。とすれば、慣習法に反して真理のための集会を形成することは不当ではない。というのも、国事を意のままに操る暴君を殺すために、ある人々が秘密裡に集会を形成するなら、それは正当であるように、キリスト教徒もまた、自分たちのもつて悪魔や虚偽と呼ばれる存在が専制支配をするときには、悪魔の慣習法を無視して、いわばスキュタイ人や暴君の法のごときものから逃れるように説得できそうに他の人々の救いのためにも、悪魔に対して集会を形成するのだ」。

我々は、ここで、先に見たローマの信徒への手紙一三章に関するオリゲネスの聖書解釈とは極めて異なつた主張を見出す。もちろんこの二つの著作の性質は同じではなく、前者の『ローマの信徒への手紙注解』は聖書注解であり、後

者の『ケルスス駁論』は既に学んだように弁証的著作である。だが、両著作ともオリゲネスの晩年のものであり、後者の中には、ローマの信徒への手紙一三章の別の引用があり、オリゲネス自身がその箇所をどのように読んだかをはっきりと知ることができるのである。

「もし、人々や皇帝たちの機嫌を取ることが、殺人あるいは放蕩や残虐行為を犯さねばならぬことのみならず、この世を司る神を冒瀆したり、何らかの隸従的で卑屈な言葉を口にしたりせねばならぬことしか意味しないのであるとしたら、彼らに阿ることを私たちは軽蔑すべきである。そのような態度は、あらゆる美德の中で最も優れたものとしての勇気を、その他の美德と共にもちたいと願う勇敢で高潔な人物には無縁のものだからである。この点において、我々は神の律法と言葉とに何ら反したことをしていないのである。私たちは愚かでもなければ、故意に突っ走って自らに皇帝や総督の怒りを招き、虐待や拷問を受け、死にさえ至るようなことはしない。というのは、私たちは次の戒めを読んでいるからである。『魂は皆、上に立つ権威に従うべきである。神に由来しない権威はなく、権威は神によって立てられたものだからである。従って、権威に逆らう者は、神の定めに従うことになるからである』(ローマ一三・一—二)。たしかに、私たちは『ローマの信徒への手紙注解』において、これらの言葉を出来る限り詳しく学び、また様々な解釈を与えておいた。しかし、今は、当面の問題のために、これらの言葉をより一般的な解釈に従って、より単純に理解しておく。というのは、ケルススが『彼ら(支配者たち)でさえ、ダイモーンの力なしには、地上でその地位を保つことはない』と言っているからである。

皇帝たちや支配者たちの制度に関する学説は深い。この主題に関しては、残虐で暴君的に支配してきた者たち、あるいは統治を行うことから淫蕩と遊興へと流されてしまった者たちが存在することのゆえに、多くの問題が提

起される³⁷⁾。

この引用から、オリゲネスが、『ローマの信徒への手紙注解』において既に自分が述べたことと、同じローマの信徒への手紙一三章のパウロの言葉についても様々な解釈が存在することについて充分承知しているのを、我々は理解することができる。オリゲネス自身は、神の律法が人間の法律よりも優っているという、先の著作で行ったのと同じ論理を用いている。「残虐かつ暴君的に支配する人々」に言及する際には、オリゲネスが、恐らくは皇帝ネロなどの所業を念頭に置きつつ、「皇帝たちや支配者たちの制度に関する学説」にも通曉していたのみならず、迫害を行う者たちと受ける者たちの立場を共に考察し、世俗的な権力への態度を一貫させようとしていたことがわかる。

しかしながら、オリゲネスの「二重基準 (double standard)」に関しては、しばしばひどく難ぜられる³⁸⁾。例えば、『ケルソス駁論』の第三巻八章を見てみよう。

「キリスト教徒が (ユダヤ教から分離して) 存在するようになった原因が、(ユダヤ教に対する) 反逆にあったとすれば、彼らは元来ユダヤ人を起源とするのだから、自分たちの家族を守るために武器をとり、戦いに参加することが許されたはずなのであって、キリスト教徒たちに律法を与えられたお方 (イエス) が、人間の生命を奪うことを完全に禁じるということとはなかつたであろう。だが、そのお方は人間に刃を向けるような行為をするとは、たとえ相手が極悪人であろうとも、絶対に正しくないということをご自分の弟子たちに教えられた——それはその方が、如何なる場合であれ、人間の殺害を容認することは、神の靈に満ちたご自分の律法に相応しくないと考えられた為である——。さらに、もしもキリスト教徒が反逆を起源としているならば、『羊のように』(ローマ八・三六) 屠られることはあつても、自らを迫害する者に抵抗することは決して許されないと教えるほどの柔

和な（イエスの）律法を受け容れることもなかったはずである。彼ら（キリスト教徒たち）に関しては、他方では、敵対者に抵抗すべきではないと教えられていたことも我々は解っている。また、柔和と人類愛を命じる律法を（キリスト教徒たちは）遵守していたのであるから、彼らが神から受けたもの（律法）では、実際に戦争を行う権利（ἐπιούριον τοῦ πολεμίου）を与えられたとしても、そして、たとえその能力が彼らにあつたとしても、戦いを遂行することは不可能であつたはずであり、神御自身が常にキリスト教のために戦い、彼ら（キリスト教徒たち）に敵対する者たちや殺害を図る者たちを、時に応じて阻止されるのである^⑧。

キリスト教はユダヤ教に対する反逆から生じたものであるというケルソスの非難に答える際に、オリゲネスが、キリスト教とユダヤ教の根本的相違を、キリスト教の平和主義においていることは、既に、小論の第二章「オリゲネスは平和主義者であつたのか？」で学んだ通りである。先に引用した『ケルソス駁論』の第一卷三十三章では、オリゲネスは、イザヤ書二章二節―四節を引用してキリスト教の平和主義について比喩的に論じるところとどまっていたが、ここでは、極悪人や自らを迫害する者たちに対する報復から、戦争を起こす権利に至るまで、明確に、そして具体的にあらゆる暴力を否定している。オリゲネスが「二重基準」を設定したと言われるのは、ユダヤ教徒には自分たちの家族を守るために武器を取り、戦争に参加することが律法で許されているとしながらも、キリスト教徒には、あらゆる抵抗が禁じられているという点を強調しているからである。当然、旧約聖書をも經典とするキリスト教において、イエスの律法である福音をもとに、神の律法を含む旧約聖書をどのように読むのかという聖書解釈上の問題も生じてくる。

加えて、ケルソスがキリスト教徒たちの兵役忌避について非難した時に、オリゲネスは、キリスト教徒には殺人と

偶像崇拜が禁じられているので兵役に決して参加しないのだと断言している。オリゲネスの考えによれば、異教の神官たちが兵役に就くことが全くないように、キリスト教徒は誰一人として兵役につかないというのである。つまり、戦う多数の人々と、祈る少数の人々が存在するというのである。オリゲネスは帝国内の人々の役割を二分し、非キリスト教徒は戦う役割を、キリスト教徒は祈る役割を担っていると主張して、キリスト教徒は「祈りによって戦う」というのである。⁴¹ 小論の第二章で、キリスト教徒は兵役を担わないのではなく、イエスに従う「平和の子」として「祈り」によって戦争を回避するとオリゲネスが主張していることを学んだが、戦いと祈りの役割分担を説く点において、再び、オリゲネスが真に平和主義者であるのか、我々は問わざるをえない。

更には、我々は同様の役割分担という「二重基準」の例を、『マタイによる福音書注解』においても見出すことができる。ここでは、「剣を取るものは皆、剣で滅びる」(マタイ二六・五二)というイエスの言葉を、「戦争の時であれ、なされた悪事に対して復讐しようとする時であれ、また如何なる場合であつても、私たちは剣をとるべきではないのである」というのは、いずれの場合であれ、それはキリストによる福音の教えとは正反対であるからである⁴²として、極めて厳密に字義通りに解釈する一方で、同じ著作の別の箇所では、どういふわけか軍隊生活を送っている兵士たちに対しては、例外を設けているのである。⁴³

オリゲネスが聖書の解釈において一貫した解釈学的原理を遂行しているにも拘らず、もし、彼がいつも二種類の人間、つまり霊的人間と魂的人間、キリスト教徒とユダヤ教徒ないし異教徒、キリスト教徒の兵士と非キリスト教徒の兵士を弁別するならば、この「二重基準」の思考法はキリスト教徒にのみ都合の良いものであると考える人がでてくるのも当然である。キリスト教徒でない知識人たちがそのような論理に納得していたとは考え難いし、そうなること

リゲネスの聖書解釈学の原理自体を問題とせざるをえない。⁽⁴⁴⁾

五 オリゲネスは「戦争倫理学」を考えていたのではないか？

戦争、兵役そして平和などに関して、オリゲネスの諸著作を瞥見してきたが、オリゲネスは平和主義者であるのか否か、現実主義者であるのか否か、論理的な一貫性を欠いた人物であるのか否かなどを考えて、どうやら、我々は暗礁に乗り上げてしまったかのようなのである。しかしながら、そのような観点からオリゲネスの著作を読むと、極めて興味深い幾つかの事実に気づかされる。

例えば、『ケルソス駁論』の第四卷八十二章において、オリゲネスは、理性的被造物である人間は、蟻や蜂に優っていることを証明することにより、ケルソスを論駁しようとして、次のように述べている。

「恐らく、いわゆる蜂の戦争においてもまた、何らかの教訓があるはずであり、それは、人間の間の諸々の戦争も、いやしくもそれらが必要であるというならば、正しく秩序だつていなければならないというものであるはずである」⁽⁴⁵⁾ (傍点筆者)。

オリゲネスは、何らかの特定の人間の状況においては、戦争が避けられない場合があるという事実を認識している。しかし、オリゲネスはまた、そのような戦争は「正しく秩序だつて (δικαίως καὶ ἑταίρητως)」いるべきであるとして、条件を付している。このような観点からすれば、オリゲネスが、暴君や不正な支配者たちに阿らず、神の言葉に従って勇敢に行動すること、抵抗することを考慮にいれていたことが理解される。

このことは、武器によって戦う非キリスト教徒と祈りによって戦うキリスト教徒という「二重基準」の議論にもみられるので、そのテキストを今一度、検討してみたい。というのも、キリスト教徒たちは「祈りによって戦う」とオリゲネスが主張する場合でも、彼は戦争に対して批判的な見解を付し、「正しき」という条件を課しているからである。

「私たちの（キリスト教）信仰をよくわかつておらず、社会のために戦い、人を殺せと私たちに命じる人々に、次のことも言いたく思う。あなたたちによれば、ある神像についている神官や、あなたたちが神々だと思つていゝるものの神殿を管理する者たちも犠牲を捧げるために右手を清く保つ。それは彼らが血で汚れない、殺人から潔白な手で神々に慣例の犠牲を捧げるためである。そして、実際、戦争になつた時、あなたたちは神官を兵役に就かせることはしない。もし、それが道理に適つてゐることであるなら、次のことはいつそう道理に適つてゐるのではないか。つまり、他の人々が（実際に）兵役に就いて戦うとしても、キリスト教徒は神に仕え礼拝するものとして兵役に就き、（神官たちのように）右手を清く保ち、正しく、兵役に就いてゐる者たちと、正しく、治めてゐる者（皇帝）とのために、神への祈りによって戦うのである。それは、正しく、行動してゐる者たちに反対し敵対するあらゆる者が滅びるためである。さらに、私たちは、戦争を引き起こし、誓いを破らせ、平和を乱す全ての悪霊を祈り、よつて滅ぼして、兵役に就いてゐるように見える人々（兵士たち）以上に、皇帝たちに援助をもたらず。私たちに快樂を軽蔑しそれに引きずられないようにと教えてゐる禁欲の業や勤めと共に、正しく、祈りを捧げながら、私たちは社会での役割に協力してゐる。私たちは、（実際の兵士たちよりも）いつそう皇帝のために戦つてゐる。皇帝が要求しても、私たち（キリスト教徒）は皇帝と共に戦うことをしないが、しかし、私たちは神へのとりなしの祈りによる独自の敬神の軍隊を組織し、皇帝のために兵役に就くのである」⁽⁴⁶⁾（傍点筆者）。

ここでは、幾度も戦争における「正しさ」が「祈りによって戦う」ことにおいて問題にされている。オリゲネスは、キリスト教徒が戦闘のために祈るべきか否かに関して、自ら決断することができるように、戦争の正当性を精査する権利を確保しようとしている。オリゲネスにとり、「祈りによって戦う」と表現されるキリスト教徒たちの兵役忌避は、自衛権の放棄や公務に対する利己的な拒否ではなく、共同体に対して、または共同体において、兵役とは異なる仕方での献身なのであり、自らに都合の良い役割分担ではなく、「祈り」を武器として、戦争の「正しさ」を吟味する貴重な役目を担うことなのである。⁴⁷ 言い換えれば、キリスト教徒たちは、預言者的伝統に立ち、社会の倫理的見張り番 (vigilant) であるべきなのである。イエスの平和の福音に拠って立つキリスト教徒は、武器を取って人を殺すこと以上社会に仕える生き方があることをオリゲネスは主張し、それを理解するよう、兵役を要求する支配者たちに訴えている。

従って、これまで学んできたことから、共同体のために戦うことが称揚された古代世界において、オリゲネスが戦うことの正当性自体を問い、戦争における正義の問題を考察し、戦争における倫理を様々な場合や条件において詳細に検討しようとした、つまり戦争倫理学 (The Ethics of War)⁴⁸ を論じた人物であったことが明らかになった。

六 結論

古代教会における戦争と平和の問題に関して、従来の研究を踏まえつつ新しい視点を模索しながら、この主題についてオリゲネスが述べた様々な見解を彼のテキストに基づいて分析してきた。それは一見矛盾した主張のように見え

る、この問題に対するオリゲネスの考えを、包括的に理解する可能性を探る試みでもあった。

従つて、以上学んできたことから、次のようにまとめることができよう。オリゲネスが慎重にも様々な弁別を用いながら考察を重ねていたのは、戦争の目的、戦時中の殺傷行為、偶像崇拜などを普遍的な神の律法とイエスの福音の観点から検討し、戦争に関する支配者と兵士たち、そしてキリスト教信仰をもつ者としての行動に関して、平時と非常時を区別しつつ、一貫した「正しさ」の諸基準を設定する場合に必要な理論的枠組みであつたといふことである。

このようなオリゲネスの考察は、従来あまりにも誤つて理解されてきた「正戦論」という名称よりも、「戦争倫理学」と呼ばれるに相応しい。それは、何よりもイエスがもたらした平和の使信の解釈に基づき、キリスト教徒の生き方を主たる対象としていた考察であつたが、同時に、キリスト教に入信してくる兵士、キリスト教を迫害する皇帝、キリスト教を嘲笑する知識人たちに対しても、つまり「宗教的フロント」において論じられ、次第に普遍的な問題の枠組みとなつた。

更に、キリスト教の宗教的本質を「キリストにある平和」と理解したオリゲネスは、それが、キリスト教信仰は全ての人に、たとえ戦闘行為を生業とする兵士であろうとも、キリスト教を迫害する支配者階級であろうとも、常に開かれてゐることを示した。そして、戦争を回避できない現実の諸状況において、信仰者として対応する際に、「祈りによつて戦う」として、戦争の「正しさ」を精査する立場を確保し、各々が検討すべき諸基準を丁寧に考察した。戦争に関するオリゲネスの様々な言説は、部分的に取り上げられ特定の狭い視点から読まれるならば、極めて誤解される場合が多いことは従来の諸研究から学んだ通りである。⁽⁴⁹⁾しかし、オリゲネスは、その聖書解釈においても探求したように、戦争と平和が常に問われる多様な世界について、イエスの平和を基として、その問題の枠組み自体を理論的に

問いつつ、キリスト教徒は「祈り」によってこの世の悪と戦いうることを示した。それ故、オリゲネスは、戦争と平和の問題について、単に思弁的教説を論じるのではなく、現実の生において自らのキリスト教信仰を実践的なものとする「宗教的生」の地平を広げることが試みたと結論することができよう。

註

- (1) ここで「宗教的生」という場合には、信仰共同体の問題(職制や権威)、ローマ帝国下の政治状況(皇帝の宗教政策、皇帝崇拜、迫害と殉教)、国家と宗教の関係(祭儀)礼拝、聖餐、暦、修行と修道制、宗教思潮)のノーシス主義、キリスト教批判、中期プラトニズム)、神学的状況(アリウス主義やドナティスト論争)など、キリスト教信仰をもつ者たちを取り巻いていた諸々の状況のもとで営まれた信仰に根ざした生活全般を指す。それは決して高度で抽象的な神学議論に限らない、各地域のキリスト教徒たちの日常生活に密着した出来事であった。なお、この「宗教的生」の現場である「宗教的フロント」を考察する視点に関しては、水垣渉『宗教的探究の問題』創文社、一九八四年に非常に多くを負っていることを謝して記したい。
- (2) この問題に正面から取り組んだ日本人による本格的な研究は、木寺康太『古代キリスト教と平和主義 教父たちの戦争・軍隊・平和観』立教大学出版会、二〇〇四年である。小論では特に言及しないが、オリゲネスを扱った第四章から
- (3) 例えば、I. Swift, *The Early Fathers on War and Military Service (Message of the Fathers of the Church, Vol. 19, Wilmington, Del.: Michael Glazier, 1983), p. 60* を参照。
- (4) マウンスティヌスの正戦論に関しては、H. A. Deane, *The Political and Social Idea of St. Augustine* (New York: Columbia UP, 1963) & W. R. Stevenson, *Christian Love and Just War: Moral Paradox and Political Life in St. Augustine and His Modern Interpreters* (Macon, Ga.: Mercer UP, 1987) を参照。
- (5) 例えば、J. Helgeland, R. J. Daly & J. P. Burns, *Christians and the Military: the Early Experience* (Philadelphia: Fortress, 1985), pp. 39-40 を参照。
- (6) オリゲネスの思想に対するこのような批判は、従来、彼を自説の典拠として引用したり、異論として反駁したりする場合と同じくらいなされてきた。例えば、義認論については、Thomas P. Scheck, "Justification by Faith Alone

in Origen's *Commentary on Romans* and Its Reception during the Reformation Era" *Origeniana Octava*, ed. by L. Perrone, (Leuven: Leuven UP, 2003, Vol. 2), pp.1277-1288 を参照。

(7) 古代キリスト教の殉教に関わる諸問題、特にその広範な問題領域と研究方法に関して、佐藤吉昭「キリスト教における殉教研究」創文社、二〇〇四年に多くを教えられた。

(8) このような論争の一例として、オリゲネス論争がある。Elizabeth A. Clerk, *The Origenist Controversy: The Cultural Construction of an Early Christian Debate* (Princeton: Princeton UP, 1992) を参照。

(9) オリゲネスを「キリスト教者の人格」として研究した有賀鐵太郎「オリゲネス研究」創文社、一九八一年は、小論では特に言及されていないが、戦争と平和の問題に関しても有益な示唆を与えている。特に、第一章「祈禱の問題」と第二章「殉教者の道」を参照。

(10) Cf. Origen, *CMIS* 36. 小論で用いる『ペテロによる福音書注解』のテキストは、E. Klostermann の校訂による *Commentarii in Matthaeum in Origenes Werke*, Vol. 11 (GCS, Bd. 38, 1933) を用いる。Treu が改訂したものである。CMIS と略記した後はその箇所を示す。 *Origenes Werke*, Vol. 11 (GCS, 2. Aufl., 1976), S. 69.

(11) Cf. Origen, *CMF* XVII, 28. 以下のことを考える方

が、本来的には、旧約聖書に於いて「五輪批評」を行った預言者の伝統に由来していることは明瞭である。E. Klostermann, *Origenes Werke*, Vol. 10 (GCS, Bd. 40, 1935), S. 661 を参照。この巻々の55頁では CMF と略記した後はその箇所を示す。

(12) Cf. Origen, *FyCor* XXXV-XXXVII. しばしば、その意味は「戦争倫理学における『戦争中の法 (ius in bello)』の問題」を考えられる。『コリントへの信徒への第一の手紙注解』は断片として残っているが、小論で用いるテキストは、C. Jenkins による『FyCor』と略記した後はその箇所を示す。C. Jenkins, 'Origen on I Corinthians,' *JTS* 9 (1908), pp.231-247, 353-372, 500-514, esp. pp.366-369.

(13) 小論で用いる『ケルソス駁論』のテキストは *Contra Celsum: Origène, Contre Celse*: par M. Borret, (SC 132, 136, 147, 150, 227; Paris: Cerf, 1967-1976) による。CC と略記した後はその箇所を示す。参照した翻訳は、テキストの仏語校訳、英訳は H. Chadwick, trans. with an introduction & notes, *Origen: Contra Celsum* (Cambridge: Cambridge UP, 1953) による。邦訳は出版社の子訳『ケルソス駁論I』(キリスト教教父著作集8) 教文館、一九八七年、同『ケルソス駁論II』(キリスト教教父著作集9) 教文館、一九九七年による。

(14) Origen, *CC* V, 33. この箇所では、オリゲネスが現実の戦

- 争を企圖せざらば好むべきならしむるの故' C. J. Cadoux によらる。C. J. Cadoux, *The Early Christian Attitude to War* (London: Headley Bros., 1919), p.63, n. 3 を参照。
- (15) このらの文種検索は' A. Benoit 聖職の *Biblia Patristica* によらる。Benoit et al. (ed.) *Biblia Patristica: Index des citations et allusions bibliques dans la littérature patristique*, t. I—III, (Paris: Centre National de la Recherche Scientifique, 1975—1980).
- (16) このイキヤ書のスキスマやそのイロイロを語りか自体のイロイロを容易にせざるべしむることをの解釈は種なれば難し。例へば S. Niditch, *War in the Hebrew Bible: A Study in the Ethics of Violence* (Oxford: Oxford UP, 1993), p.134 & G. Zampaglione, *The Idea of Peace in Antiquity* (Notre Dame: Notre Dame UP, 1973), p.257 を参照。奥本藤三によれば、古代イスラエルの正義論は國や種本大徳によらる。G. von Rad, *Der Heilige Krieg in alten Israel* (Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht, 1958) をぞ' の副広正全へ検索せしむる。その' の解説を M. J. Dawn によし。H. Yoder によらる。Yoder によらる。J. E. Sanderson の 'War, Peace and Justice in the Hebrew Bible: A Representative Bibliography' ぞ其書に検索せしむる。G. von Rad, *Holy War in Ancient Israel* (Grand Rapids: Eerdmans, 1991), pp.135—166. また、古代ユダヤ教における戦争観を踏まえてこの箇所の解釈を検討し、その上、キリスト教の解釈との違いを明らかにするのになければ、'ユダヤ教徒たちは聖書を正しく讀みとらなむ」といふ典型的な反ユダヤ主義の議論が随分あるを認む。なお、オリゲネスは古代の反ユダヤ主義の問題に関し、聖職 "Origen and Esther: A Reflection on the 'Anti-Jewish' Argument in Early Christian Literature" in *Studia Patristica*, Vol. XXXIV, pp. 424—435 を参照。
- (17) Origen, CC VIII, 68. このケルソスの問に答へるに、この' 良心的兵役拒否の問題を、実定法に優先する自然法による問題が見えしむる。オリゲネスが既に、ストア派から血祭法の概念や禁じられたこと等の故' G. E. Caspary, *Politics and Exegesis: Origen and the Two Swords* (Berkeley: University of California Press, 1979), pp.135—136 をぞらる。その副広正全によらる W. A. Banner, 'Origen and the Tradition of Natural Law Concept,' in *Dunbar-ton Oakes Papers* 8 (1954), pp.49—83 を参照。
- (18) Origen, CC VIII, 69.
- (19) Origen, CC VIII, 69: Φαμὲν ὅτι, εἰς τρεῖς, ἄνθρωπος εὐφρόνῳσιν ἔξ ἡμῶν ἔστι τῆς γῆς περὶ παντός πρῶτος, οὗ ἔαν ἀτιμῶνται γενήσεται αὐτοῖς παρὰ τοῦ ἐν τοῖς οὐρανοῖς πατρὸς τῶν δικαίων.

- (20) Origen, *CC VIII*, 70.
- (21) R. Niebuhr の『歴史のふたつのキリスト教的体系を論ずる』に按ずる最も興味あるの努力は註釋者に於てのみならず、原書に於て『*Christianity and Power Politics*』(New York: Charles Scribner's Sons, 1948) の第二章 Why the Christian Church is not Pacifist & 'Christian Realism and Political Problems (New York: Charles Scribner's Sons, 1953) を參照。
- (22) 例へば J. Moffat, 'War' in *Dictionary of the Apostolic Church*, Vol. 2 (Edinburgh: T. & T. Clark, 1926), p.666 等を B. Schöpf, *Das Tötungsrecht bei den frühchristlichen Schriftstellern bis zur Zeit Konstantins* (Regensburg: Pustet, 1958), S. 225 & H. F. v. Campenhausen, 'Der Kriegsdienst der Christen in der Kirche des Altertums,' in *Tyaktion und Leben, Kräfte der Kirchengeschichte* (Tübingen: J. C. B. Mohr, 1960), S. 212 を參照。
- (23) P. de Labriolle, *La réaction païenne: Étude sur la polémique antichrétienne du I^{er} au VI^e siècle* (Paris: Cerf, 1934), p.150 を參照。
- (24) 例へば 2 Cor 10.3-4, Eph 6.11-17, 1 Tim 1.18-19, 2 Tim 2.3-4, Rom 6.13; 13.12, 2 Cor 6.7, 1 The 5.8, 1 Pet 4. 1, 5.5。最も興味ある研究として A. v. Harnack, *Militia Christi: Die christliche Religion und der Soldatenstand in den ersten drei Jahrhunderten* (Tübingen: J. C. B. Mohr, 1905), S. 8 を、またその後述として D. G. Hunter, 'A Decade of Research on Early Christians and Military Service,' *Religious Studies Review*, 18-2 (1992), p.92 を R. Macmullen, *Soldier and Citizen in the Later Roman Empire* (Cambridge, Mass.: Harvard UP, 1963), pp.165-169 を參照。
- (25) Origen, *CC II*, 30.
- (26) エウゼビウスの『教会史』N・1・13・6は引用せられたるエウゼビウスの護教論(秦蘭平訳『エウゼビウスの 教会史』日本書院、一九八七年、六一一-六三三頁)を參照。また R. M. Grant, 'War—Just, Holy, Unjust—in Hellenistic and Early Christian Thought,' *Augustinianum*, XX (1980), pp. 173-189 等を、後『*Early Christianity and Society: Seven Studies* (London: Collins, 1978) を參照。
- (27) 例へば、エステイアンの『第一弁明』一一・一・五五・六などが有名であるが、ローマ帝國の弁証論者の關係について、柴田有『ゾノニムスと古代字源論』勁草書房、一九八二年、二〇九-二二三頁の「キリスト教のキリステイアンの弁証論」を參照。
- (28) Cf. Origen, *EM*, 32. 小論を用いる『殉教の勸め』のラキエラに P. Koetschau の校訂による *Exhortatio ad Martyrium* による『*EM*』を附記した後のその箇所を採す。

Origenes Werke, Vol. 1: *Die Schrift vom Martyrium* (GCS, Leipzig: Hinrichs, 1899). 参照した英訳は R. A. Greer, intro. and trans., *Origen: An Exhortation to Martyrdom* による。

- (29) Origen, *CRm* 9.25. この箇所では、平時の倫理として、キリスト教徒の側からは平和な生活を願っている点、権威への服従を魂の人間に限定している点、マタイによる福音書三二章二一節と関連付けている点に注意をすべきである。小論における『ローマの信徒への手紙注解』からの引用は、全て最新の批判的校訂版による。Caroline P. Hammond Bammel, *Der Römerbriefkommentar des Origenes: Kritische Ausgabe der Übersetzung Rufins*, 3 Bde. (Freiburg: Herder, 1990-98) に基づく。この点については、CRm と略記した後はその箇所を示す。大折した優れた教父学者である C. P. Hammond Bammel の超人的な努力なしには、ラテン語訳がしかなかったり、この注解書は、現代のオリゲネス研究において精査しうる重要な著作となることはなかったであろう。なお、参照した英訳は、Thomas P. Scheck, *Origen: Commentary on the Epistle to the Romans, Book 1-5, and Book 6-10* (The Father of the Church Vols. 103, 104; Washington D. C.: The Catholic University of America Press, 2001-2002) による。また、小高毅による邦訳『ローマの信徒への手紙注解』創文社
- 一九九〇年は、この C. P. Hammond Bammel による批判的校訂版が刊行される以前のものとある。
- (30) Origen, *CRm* 9.26. この点述べられては、「与えられた能力を善用するか悪用するかは人間にかかっている」とする考え方は、オリゲネスの自由意志論と深く関わっている。拙論「オリゲネス「原理論」に於ける悪の問題序論」「基督教学研究」第十号、京都大学基督教学会、二二七—二四三頁を参照。
- (31) Origen, *CRm* 9.27.
- (32) Origen, *CRm* 9.28.
- (33) Origen, *CRm* 9.29.
- (34) 例えば、オリゲネスの義認理解に関して、メンシエールの非難を知ることになる。Corpus Reformatorum, Vol. 28 (Halle and Braunschweig, 1830-1860), 23: 610-611 参照。また、E. P. Meijering, *Melanchthon and Patristic Thought* (Leiden: Brill, 1983) を参照する。
- (35) Origen, CC 1, 1.
- (36) 『ケルソス駁論』が二四八年から二四九年の間に書かれたであろうという点に関しては、おおむね研究者の意見は一致しているが、『ローマの信徒への手紙注解』の著作年代は若干の相違がある。この点については R. P. C. Hanson, *Origen's Doctrine of Tradition*, London, SPCK, 1954, p.26 参照) と二四三年とある P.

Nautin 編 (P. Nautin, *Origène I*, Paris, Beauchesne, 1977, pp.385-386 号 47 の p.411 の中表を参照) の 68 号の 9 号の *レトリク* ネスが 1150 年と 1155 年の 2 枚の 10 年間の前「ちなむがネリクネスが六十歳頃のものと考へられる。すなわちその後者は明らか以前者以前の書かれたものである」*レトリク* 1150 年と 1155 年の間の書かれたものであると推定される。

(37) Origen, *CC VIII*, 65.

(38) 例へば G. S. Windass, 'The Early Christian Attitude to War' in *ITWQ* 29 (1962), pp.235-245, esp. p.239 & H. Gollwitzer, 'Krieg, IV. Krieg und Christentum' in *FGG* (Bd. IV, 3. Aufl., 1960), S. 66-73, bes. S. 67 を参照。

(39) Origen, *CC III*, 7-8. *レトリク* '英訳者である H・チャドウィックの第三卷十一・八章に付された註に従って。H. Chadwick, *Origen: Contra Celsum*, p.512. また *CC V*, 33 の議論を参照。

(40) *レトリク* 1150 年と 1155 年事柄が「明らか戦争倫理を扱わねば問題である」A. F. Holmes, ed., *War and Christian Ethics: Classic and Contemporary Readings on the Morality of War* (Grand Rapids: Baker Academic, 2nd ed., 2005), pp.4-6 号 45 M. Walzer, *Arguing about War* (New Haven: Yale UP, 2004) と「根井康雄『戦争に関する倫理的問題』近代文芸社」一九九六年を参照。

オリゲネスにおける戦争倫理学 (久山)

(41) Cf. Origen, *CC VIII*, 73. 上の箇所が「非暴力の平和主義と偶像崇拜の問題の調停」であることが分かる。P. Christopher, *The Ethics of War and Peace: An Introduction to Legal and Moral Issues* (New Jersey: Prentice Hall, 2nd ed., 1999), p.18 を参照。

(42) Origen, *CMH* 102. Klostermann u. Trey, *Origenes Werke*, Vol. 11, S. 221-222.

(43) Cf. Origen, *CMH* 537. Klostermann, *Origenes Werke*, Vol. 12, S. 219.

(44) 上の箇所が「オリゲネスの戦争倫理が、先に註(17)で見たと同様、ストア派などの哲学流派の教義から来している」彼自身の聖書解釈を深く関わっていることが注釋すべしである。オリゲネスの聖書解釈原理について、拙論「探究する聖書——初期オリゲネスにおける解釈学的原理——」『基督教研究』第十四号、京都大学基督教研究一九九三年、八七—一〇五頁を参照。

(45) Origen, *CC IV*, 82: *Táxa δὲ καὶ οἱ οἰοεὶ πόλεμοι τὰν μελίστων διασκαλία ἐκκερτα πηὸς τὸ δικαίου καὶ τετυγμένους πολεμους; εἰ ποτε ὄσοι, γίνεσθαι ἐν ἀνθρώποις.*

(46) Origen, *CC VIII*, 73: *Εἴτα δὲ καὶ ταῦτ' εἰρούμεν ἀν πηὸς τοὺς ἀλλοτρίους τῆς ρίσσεως καὶ ἀξιούττας ἡμᾶς στρατεύεσθαι ὑπὲρ τοῦ κοινού καὶ ἀνθρώπων*

ἀναρπείν ὅτι καὶ οἱ καθ' ἑμᾶς ἱερεῖς ἀναλαμβάνων τινῶν
 καὶ νεκροὶ ἀν νομιζέτε θεῶν ἠγοροῦσιν ἐαυτῶν
 ἀμίαντον τὴν δεξιὰν διὰ τὰς θουσίας, τὴ ἀναλαμβάνουσαν
 χειρὶ καὶ καθαρὰς ἀπὸ φόβων προσάγωσι τὰς
 νενομισμένας θουσίας οἷς φασε θεοίς· καὶ οὐ δὴ σου
 πολέμιος καταλαμβάνωντος καὶ τοὺς ἱερεῖς σφρατίζετε.
 Εἰ οὖν τοῦτ' ἐν λόγῳ γίνεται, πόσῳ μάλῳν ἄλλων
 σφρατίζομένων καὶ οὗτοι σφρατίζονται ὡς ἱερεῖς
 τοῦ θεοῦ καὶ θεραπευταί, καθαρὰς μὲν ἠγοῦντες τὰς
 δεξιὰς ἀγωνιζόμενοι δὲ διὰ τῶν πρὸς θεὸν εὐχῶν ὑπέρ
 τῶν δικαίως σφρατίζομένων καὶ ὑπέρ τοῦ δικαίως
 βασιλεύοντος, ἵνα τὰ ἐναντία πάντα καὶ ἐχθρὰ τοῖς
 δικαίως πρῶτους καθαίρηθι Ἥηεις δὲ καὶ τὰς εὐχὰς
 πάντας δαίμονας, τοὺς ἐγείροντας τὰ πολυμυκὰ καὶ ἄρκους
 πάντας καὶ τὴν εἰρήνην ταρασσόντας, καθαίρουντες
 μάλῳν βοηθοῦμεν τοῖς βασιλεύουσιν ἦπερ οἱ δοκοῦντες
 σφρατίζεσθαι. Ζημινοῦντες δὲ τοῖς κοινοῖς πρῶτους
 οἱ μετὰ δικαιοσύνης ἀναφέροντες προσευχὰς, σὺν
 ἄσκησιν καὶ μελέταις διδασκούντας καταρροῦν
 ἡδονῶν καὶ μὴ ἀγροῦν ὑπ' αὐτῶν. Ἥηεις καὶ μάλῳν
 ὑπερημαζοῦμεν τοῦ βασιλέως· καὶ οὐ συσφρατίζομεθα
 μὲν αὐτῷ, κἄν ἐπειρήσθαι σφρατίζομεθα δὲ ὑπέρ αὐτοῦ ἴδιον
 σφρατίζομεν εὖσε βεβίως συγκροτοῦντες διὰ τῶν πρὸς τὸ

θεῖον ἐνεργέειν.

- (47) キリスト教徒は祈りによって実際の兵士たちよりも
 より社会のために働いていると自認し、キリストの主張を重
 視する。J. M. Hornum によれば、J. M. Hornum, *It Is Not
 Lawful For Me To Fight: Early Christian Attitudes
 Toward War, Violence, and the State*, trans. by A.
 Kreider and O. Cobur (Scottsdale, Pa.: Herald Press,
 1980), pp. 83-85 を参照。

- (48) 古代キリスト教における戦争と平和の問題を警見した
 ところからわかるように、「正戦論」という用語は、それ自体
 極めて誤解を生じやす易い。しばしば指摘されるように、
 「正戦論」などという戦争を正当化するような理論があるの
 ではない。何時また如何にして戦争という手段に訴えるの
 とが許されるのかという点の詳細に関しては微妙な見解
 が異なることでも、戦争という手段に訴えることは倫理的
 に許されることであり、それどころか、時には倫理的に要
 求されるという信念によつて結成さけられる一群の
 理論があるにすぎない。そこでは、戦争の目的「つまり開
 戦の条件を規制する」「戦争に対する法 (jus ad bellum)」
 や、戦争の経過を規制する「戦争中の法 (jus in bello)」と
 いった基本的枠組みによつて、戦争の倫理的問題を整理し
 ようとした、人類の知的努力が伝えられている。たいていの
 キリスト教倫理学者たちは、アウグスティヌスによつて

そのような一群の理論が産み出され、後にトマス・アクィナスによって発展せられ、中世後期において成熟したとするが、小論では、オリゲネスの主張の内に、良心的兵役拒否の問題、正しい戦争であるかを問題とする戦争目的規制や、戦争中の略奪などを問題とする戦争経過規制の萌芽がみられることを明らかにした。このようにオリゲネスの思想的な位置づけについては、L. S. Cahill, *Love Your Enemies: Discipleship, Pacifism, and Just War Theory* (Minneapolis: Fortress, 1994), pp.39-54, esp. p.48-54をほぼ同じ結論を示している。もちろん、オリゲネス以前にも、注目すべき人々がいることは、言ふまでもない。註(40)で示したHolmesが編纂したアンソロジーである *War and Christian Ethics* に取り上げられた文書からは、多くを教えられた。

(49) 古代キリスト教研究は、教派的伝統に立つ狭い教会史史のないし、教理史的枠組みから正統と異端、聖人と罪人、平和主義者と現実主義者を峻別し、賞揚したり非難したりするような二者択一的なアナクロニズムの研究の段階から、社会学的分析を踏まえつつ、個々の人物の活動した時代や地域の問題背景や彼らが担った思想的課題を理解し、その人物の後代に与えた歴史的意義を広く再検討する段階に入っているように思われる。W. H. C. Frend, *Saints and Sinners in the Early Church: Differing and Conflicting*

Traditions in the First Six Centuries (Wilmington, Del.: Michael Glazier, 1985) を柔軟で多角的な洞察力に溢れた優れた研究の一つと言えよう。最近では、R. Stark, *The Rise of Christianity: How the Obscure, Marginal, Jesus Movement Became the Dominant Religious Force in the Western World in a Few Centuries* (New York: Harper Collins, 1997) と、C. Markschies, *Zwischen den Welten Wandlern: Strukturen des antiken Christentums* (Frankfurt: Fischer, 2000) などなど、基本的な方向性や枠組みは、まだ個別研究として、K. J. Torjesen, *When Women were Priests* (New York: Harper Collins, 1993) と、P. Allen, *Senexus of Antioch* (Abingdon: Routledge, 2004) などの参考となる。